

議案第 77 号

令和 6 年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 6 年度大牟田市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度大牟田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 1 号中「32,891 戸」を「33,148 戸」に改め、同条第 2 号中「8,793,518 m³」を「8,698,870 m³」に改め、同条第 3 号中「24,092 m³」を「23,833 m³」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

ア 公共下水道築造費	1,523,076 千円
イ 施設設備費	21,176 千円
ウ 災害復旧費	1,362,519 千円
エ 施設改良費	438,994 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	4,173,943 千円	△32,880 千円	4,141,063 千円
第 1 項 営業収益	2,431,060 千円	11,830 千円	2,442,890 千円
第 2 項 営業外収益	1,741,775 千円	△44,710 千円	1,697,065 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	3,521,583 千円	△10,450 千円	3,511,133 千円
第 1 項 営業費用	3,231,862 千円	△12,046 千円	3,219,816 千円
第 3 項 特別損失	438 千円	1,596 千円	2,034 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「1,396,382 千円」を「1,375,136 千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	3,510,943 千円	16,529 千円	3,527,472 千円
第 1 項 企業債	1,534,400 千円	△138,900 千円	1,395,500 千円
第 2 項 国庫補助金	1,750,465 千円	147,909 千円	1,898,374 千円

第 3 項	負担金及び交付金	91,984千円	7,697千円	99,681千円
第 4 項	他会計補助金	128,244千円	△452千円	127,792千円
第 6 項	固定資産売却代金	0千円	275千円	275千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	4,907,325千円	△4,717千円	4,902,608千円
第 1 項	建 設 改 良 費	3,430,472千円	△4,717千円	3,425,755千円

第 5 条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1	1	水道事業三 川ポンプ 場災害復 旧建設 (その 1)工事	千円 1,300,000	令和 4年度	千円 187,215	千円 1,281,736	令和 4年度	千円 187,215
				令和 5年度	397,260		令和 5年度	397,260
				令和 6年度	715,525		令和 6年度	697,261
		水道事業三 川ポンプ 場災害復 旧建設 (その 2)工事	1,769,250	令和 5年度	3,652	1,513,057	令和 5年度	3,652
				令和 6年度	428,310		令和 6年度	446,574
				令和 7年度	1,337,288		令和 7年度	1,062,831
		水道事業三 川ポンプ 場災害復 旧建設 (その 3)工事	392,948	令和 5年度	2,739	407,559	令和 5年度	2,739
				令和 6年度	37,442		令和 6年度	37,442

				令和 7年度	352,767		令和 7年度	367,378
--	--	--	--	-----------	---------	--	-----------	---------

第6条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限 度 額	起債の 方法	利率	償還の 方法
建設改良 事業	千円 1,534,400	証書借 入れによ る普通貸 借。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	5.0%以 内（利率 見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若しくは 低利に借 換えをす ることが できる。	千円 1,395,500	証書借 入れによ る普通貸 借。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	5.0%以 内（利率 見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若しくは 低利に借 換えをす ることが できる。

第7条 予算第10条第1号を次のように改める。

(1) 職員給与費 317,804千円

第8条 予算第11条中「748,594千円」を「730,703千円」に改める。

令和7年2月26日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

公共下水道事業会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。